

帰国者・接触者外来への受診指示及び行政検査の実施についての運用（令和2年2月26日時点）

1. 帰国者・接触者外来への受診前の相談

国	大阪府
(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる（従来） (2) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上継続 （高齢者・妊婦・基礎疾患がある者は2日程度） (3) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある	(2) 風邪の症状や37.5℃ <u>前後</u> の発熱が4日 <u>程度</u> 継続 （高齢者・妊婦・基礎疾患がある者は2日程度）

上記相談内容を踏まえた受診指示の検討

2. 行政検査の実施

国	大阪府
疑似症例（発生届の提出有り） (1) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状に加え、2週間以内に ・流行地域に渡航又は居住していた者 又は ・流行地域に渡航又は居住していた者 と濃厚接触した者 (2) 発熱又は呼吸器症状（軽症含む）があつて患者と濃厚接触した者 疑似症例以外の検査対象（発生届の提出なし） (3) 37.5℃以上の発熱+呼吸器症状+入院を要する肺炎 （高齢者又は基礎疾患がある者は積極的に考慮） (4) 症状や患者との接触歴から感染が疑われる (5) 他の病原体検査で陽性となったが、治療の反応が乏しい（増悪）	(3) 37.5℃ <u>程度</u> の発熱+呼吸器症状+入院を要する肺炎 （高齢者又は基礎疾患がある者は積極的に考慮） <u>(6) 原因不明の肺炎患者でウイルス性が疑われる者</u> <u>(7) 呼吸器症状の急性増悪</u>